

穴粟市特定空き家等除却事業補助金

市内に所在する主として住居の用に供されていた建物（空き家等）で、不良度判定により特定空き家等に認定し、助言、指導、勧告を行った建物（空き家等）の除却に補助します。

特定空き家等とは

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態の空き家等であり、国土交通省の『特定空き家等に対する措置』に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）」を踏まえた第2次穴粟市空き家等対策計画に基づいて判断します。

判定基準は、空き家等の「倒壊等による第三者への危険性を判定する建物の不良度判定基準」と「周辺への影響と危険性の切迫性」によりそれぞれ判定し、特定空き家等を認定します。

1.対象となる人

- ・市内に対象となる建物（空き家等）を所有する人
- ・市税の滞納がない人
- ・市暴力団排除条例に規定する排除対象者でない人

2.対象となる建物・工事内容

以下の項目すべてに該当する建物・工事内容

- ・市内に所在する主として住居の用に供されていた建物（空き家等）
- ・**穴粟市空き家等対策計画に基づき建物の不良度判定により特定空き家等に認定し、助言、指導、勧告を行った建物**
- ・登記事項証明書に所有権以外の権利が設定されていないこと
- ・**補助金の交付決定前に解体撤去工事契約の締結及び解体撤去工事が着手されていないこと**
- ・空き家等対策の推進に関する特別措置法第22条第3項の規定による命令を受けていないこと
- ・補助対象建築物の全部を解体撤去する工事（長屋建ての場合を除く）。
- ・解体撤去が対象となる他の制度による補助、助成その他の給付を受けていないこと
- ・**当該年度3月31日までに工事を完了し実績報告を提出できること**

3.対象となる費用

特定空き家等の除却に要する経費。ただし、以下のものを除く

- ・門柵、塀及び立木のみの撤去搬出、処分に要する費用
- ・敷地の造成、舗装及び柵、塀等の設置に要する費用
- ・登記その他の事務手続きに要する費用

4.補助額

下記のどちらか少ない額

- ・補助対象経費の3分の2以内
- ・上限 1,332,000 円

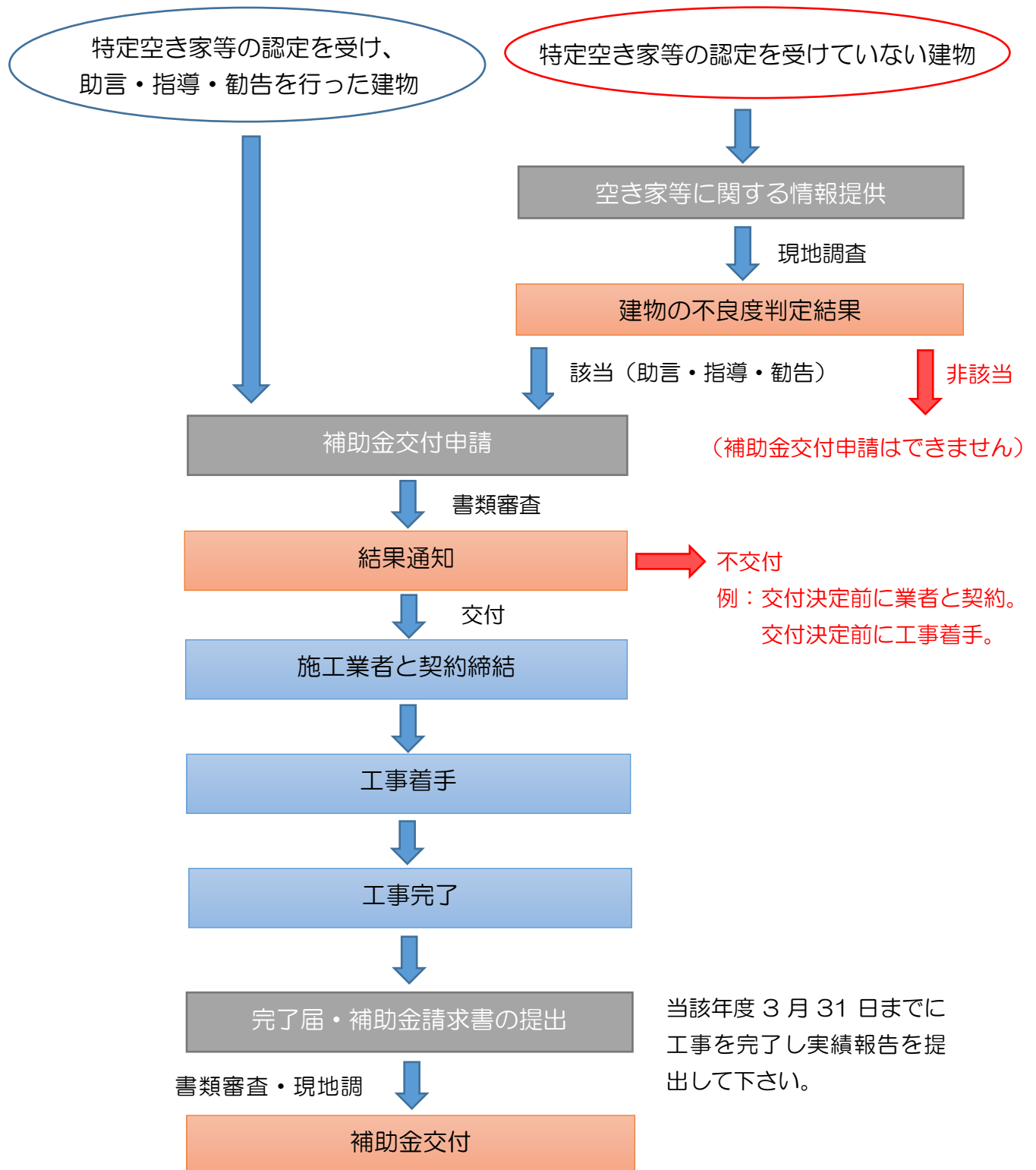
5.予定件数及び募集期間

随時募集をします（予算がなくなり次第終了します）

事前に、住宅土地政策課までご連絡下さい

〈裏面に続く〉

特定空き家等を解体したい



お申込み窓口・お問合せ先

穴栗市 建設部 住宅土地政策課 空き家対策係

〒671-2593 穴栗市山崎町中広瀬 133 番地 6

TEL：0790-63-3166

FAX：0790-62-9939

当該年度 3 月 31 日までに
工事を完了し実績報告を提
出して下さい。